

平成30年12月6日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	10 番	松本末治
2 番	片渕清次郎	11 番	光武学
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
6 番	(欠番)	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利
9 番	伊東茂		

2. 欠席議員

5 番 松田義太

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係主査	小野原竜久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	樋 口 久 俊
副 市 長	藤 田 洋 一 郎
教 育 長 職 務 代 理 者	池 田 正 明
総 務 部 長	有 森 弘 茂
総 務 部 理 事	納 塚 眞 琴
市民部長兼福祉事務所長	有 森 滋 樹
産 業 部 長	土 井 正 昭
建 設 環 境 部 長	大 代 昌 浩
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 口 徹 也
総 務 課 長	中 島 剛
総 務 課 参 事	江 頭 憲 和
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	江 口 清 一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	田 崎 靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	川 原 逸 生
市 民 課 長	幸 尾 か お る
税 務 課 長	田 代 章
保 険 健 康 課 長	中 村 祐 介
福 祉 課 長	染 川 康 輔
産 業 支 援 課 長	江 島 裕 臣
商 工 観 光 課 長	藤 家 隆
農 林 水 産 課 長	下 村 浩 信
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 中 宏 幸
都 市 建 設 課 長	岩 下 善 孝
都 市 建 設 課 参 事	藤 井 節 朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長	山 浦 康 則
水 道 課 長	広 瀬 義 樹
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	寺 山 靖 久
教 育 総 務 課 参 事	針 長 三 州
生涯学習課長兼中央公民館長	山 崎 公 和

平成30年12月6日（木）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 報告第7号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第2 議案第47号 鹿島市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第48号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第49号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第50号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第51号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第52号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第53号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第7号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．報告第7号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

当局の説明を求めます。山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

おはようございます。それでは、報告第7号 専決処分事項の報告について御説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、次のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分は交通事故による損害の賠償で、事故の内容は庁用車による接触事故でございます。

事故の発生は平成30年7月21日で、場所は浜公民館の駐車場でございます。

事故の概要ですが、浜公民館の指定管理者である浜町振興会が公民館利用団体の対応中に、庁用車であるふれあい号を後退させようとしたところ、左側後方の車両に気をとられ、右側後方に駐車してあった車両と接触して破損させたものでございます。

被害車両は鹿島市内にお住まいの男性の所有で、平成30年10月22日に相手方と示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分いたしました。

相手方の損害賠償金額91,539円と、ふれあい号の修理費用98,766円は、全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄われております。

指定管理者には、ふれあい号の運用について日ごろから安全に十分配慮した運転をするようお願いをしているところではございますが、今後なお一層徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、報告いたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

日程第2 議案第47号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2、議案第47号 鹿島市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

おはようございます。それでは、議案第47号 鹿島市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は2ページ、議案説明資料は1ページからとなります。準備のほうをよろしく願います。

提案理由は、鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計を平成30年度限りで廃止したいので、提出するものでございます。

それでは、議案説明資料で御説明しますので、議案説明資料の2ページをお願いします。

まず、1番目の改正理由ですが、鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計を平成30年度限りで廃止したいので、所要の改正を行うものでございます。

2番目の廃止理由といたしまして、川島金属株式会社の進出及び佐賀工場の操業開始に伴い、谷田工場団地においては分譲が完了しましたので、鹿島市谷田工場団地の区域内における本特別会計の設置目的である用地取得造成分譲事業を実施する見込みがなく、特別会計としての役目を終えたため、廃止するものでございます。

3番目の谷田工場団地の経過でございますが、平成2年に工場団地の開発に着手し、条例の改正により、鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計を設置後、用地買収を開始しております。平成4年には工場団地の造成工事が完了し、平成5年に東亜工機株式会社及び佐賀金属株式会社の2社が用地を取得され立地しております。その後、しばらく進出企業がない中、用地のリース制度を制定し、平成20年に旭九州株式会社が進出されました。旭九州におかれましては、今月15日に10周年の記念式典を計画されています。平成28年には東亜工機株式会社及び佐賀金属株式会社の2社が新たに用地を取得、東亜工機におかれましては横田工場に新たな設備投資を計画され、先月、鹿島市との進出協定の締結の運びとなっております。そして、昨年、埼玉県川口市にあります川島金属株式会社との進出協定の締結を経て、ことし7月17日から佐賀工場として本社より工場長を1名配置し、17名で操業を開始しております。現在では21名での稼働と聞いております。

次に、4ページをお願いします。

谷田工場団地の配置図となっております。白地の部分が現在立地しております4社の敷地となっております。

なお、市有財産として2社へのリース用地が3.1ヘクタール、濃い灰色の部分が団地内通路の1,500平方メートル、濃い緑の部分が緑地帯の500平方メートル、緑の部分がのり面の3.7ヘクタールとなっております。

2ページにお戻りください。

4番目の今後の取り扱いですが、工場団地の分譲自体は完了したものの、先ほど説明いたしました緑地帯及び団地内通路、のり面などにつきましては、今後も市有財産として市が管理を行ってまいります。そのため、2社からのリース料の歳入を含め、谷田工場団地の市有財産の維持管理の支出については、平成31年度から一般会計の商工費の中で行うものです。

5番目の施行期日は、平成31年4月1日としておりますが、出納閉鎖期間に対応するため、経過措置を設けております。

なお、資料1ページは条例の新旧対照表となっておりますが、説明は省略いたします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 鹿島市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第48号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第48号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

議案第48号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の4ページと5ページをごらんください。議案説明資料は5ページからになっております。

提案理由でございます。近年の農業を取り巻く環境の変化に伴いまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を変更したいので、この案を提出するものでございます。

環境の変化と申しますのは、農業者の高齢化や離農、担い手不足の深刻化、また、市内における農家の経営耕地面積の減少などでございます。

議案説明資料で説明いたします。6ページをお開きください。

改正内容でございます。農業委員の現行の定数「10人」を「12人」に変更いたします。また、農地利用最適化推進委員の現行の定数「21人」を「19人」に減らすものでございます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について御説明いたします。

まず、農業委員について説明いたします。

議案説明資料の7ページをごらんください。

農業委員会等に関する法律の抜粋の記載が中ほどにございます。

第8条第2項に「委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。」とございます。

7ページの上段をごらんください。

ここに鹿島市における農家数と経営耕地面積を表にしてお示ししております。今回は農林業センサス2015の数値を基準にしています。

7ページの下段から8ページをごらんください。

ここに農業委員会等に関する法律施行令第5条の記載がございます。

第5条の中に農業委員の定数の上限を示す表が記載されています。本市の場合は区分2となります。

また、推進委員を委嘱する農業委員会でございますので、農業委員の定数の上限は8ページに記載のとおり19人というふうになります。

議案説明資料の6ページにお戻りください。

平成28年度から農業委員会等に関する法律が大きく改正されました。それまでは農地の利用確保、農地の効率的な利用の促進等は任意の事務とされてきました。しかし、法改正によりまして、これらの農地等の利用の最適化が最も重要な必須事務であることが明確化されました。

農地等の利用の最適化とは、1つに担い手への農地の集積・集約化、2つに遊休農地の発生防止・解消、3つ目に新規参入の促進とされています。そのような中、本市では農業者の高齢化による離農や担い手不足の状況が続いています。また、中山間地での連鎖的な遊休農地が発生しており、七浦地区や能古見地区では特に問題となっています。また、近年では平坦地においても新たな耕作者を見出すことが難しくなっており、地区外から耕作者が入ってこられるということは珍しいことではなくなってきました。このような状況ですので、農業委員の果たす役割はますます重要になってきています。これらの問題を解決し、さらなる農地利用の最適化に取り組む必要がございますので、委員定数を引き上げるものでございます。

続きまして、農地利用最適化推進委員について説明いたします。

農地利用最適化推進委員の定数の基準は、農業委員会等に関する法律施行令第8条により定められています。

議案説明資料の8ページの中ほどに参考として条文を記載しております。

農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数以下とされています。1未満の端数を生じたときは1に切り上げます。

現行の定数は農林業センサス2010の農地面積を基準にし、担当区域割等を考慮して21人としています。今回は新たに実施された農林業センサス2015での農地面積が減少しましたために、定数を引き下げるものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日としています。

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期につきましては、平成31年3月31日まででございます。

議案説明資料の5ページには、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の新旧対照表を掲載しています。

ここに第2条では、委員の定数についての条文がございます。定数「10人」を「12人」に変更いたします。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数についての条文でございます。定数「21人」を「19人」に変更いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

ただいまの議案第48号に対して、二、三点お尋ねをしたいと思います。

ちょうど3年前に農業委員会法の大改正があって、それぞれの地域から、あるいは団体から農業委員さんとして推薦をされまして、非常に指針がわからない中での活躍、活動、大変だったろうかと思えます。

それで、来年4月の改選に向けて条例改正が今提案されたわけですが、今回、農業委員の定数について現行の10名から12名ということで2名の増加が図られるようでございます。

それで、従来、3年前で結構でございますが、この推薦の枠をそれぞれ設定されているかと思えます。例えば、農業者等からの推薦、団体等からの推薦、それから公募という形で3つの選出の母体があったかと思えますが、今回のこの増員のお二人については、どこの母体のほうから推薦を考えておられるのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

3年前の推薦につきましては、地区から6名、農業団体等から3名、公募からお一人の方で10名となっております。今回は地区推薦の6名を8名にしたいという方向で考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

先ほどの提案理由説明の中でも、能古見を初めとする七浦の地域、いろいろ地域の事情が最近顕著に出てきているという説明があったわけですが、私が3年間、新しい農業委員さんたちの活動を見る中で、特に公募という形で学識の委員さんを、多分、女性の委員さんを1名、3年前に選出されたと思いますが、今回の改選に当たって女性委員さんをふやしていくというふうな考えはないのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

女性農業委員さんにつきましては、現在1名の方がしていただいておりますが、女性農業委員さんがふえればいいなと思っておりますが、それは結果的にそうなればいいかなと思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

新しい農業委員さんの選出でございますので、就任をされた方については、また今後3年間責務を果たしていただくとなるわけですが、これまでの3年間については女性の農業委員さんが1人だけということで、かなり口では言えないような苦労もあったかと思えます。その点の事情をもう一回点検をしていただいて、ぜひ女性の委員さんの増員を私としてはお願いしたいと思っております。

ちなみに、近隣の嬉野市の状況については女性の委員さんが2人、それから、太良町については3人ということで、かなり積極的な女性の登用をされております。それで、何で鹿島だけが1人なのかということで私は常々疑問を持っておりましたので、今回の改選に当たって、そこら辺を含めて積極的な登用をお願いしたいなと思っております。

それからもう一つ、先ほど公募による委員さんが1人ということで、これはあくまでも手挙げ方式による募集になるかと思いますが、学識が伴いますので、私は鹿島市の農業に息吹を入れるためにも、特に若い農業者の代表を入れるべきじゃないかというふうに考えておりますが、その点についての局長の考え方を伺いたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

若年の方の農業委員さんを入れたほうがいいんじゃないかという提案でございましたけれども、この点につきましても各地区の推薦をお願いしにこれから行くことになると思っておりますけれども、そういう方もぜひ推薦してほしいというこちらの考えを入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

私は所管が文教厚生産業委員会ではございませんので、もう一点だけお尋ねをしたいと思いますが、この前、文教厚生産業委員会の資料を見せていただきますと、この推薦の求め、募集については、年明けの1月中旬から2月上旬にわたって開始をするというふうな表現がございます。それで、今、局長からのいろんな私の質問に対する答弁を聞いておりますと、まだ内容的に方針が固まっていないというふうな感じがするわけでございますが、1月中旬のそういった募集に当たって果たして間に合うのかどうか、非常に危惧しております。それから、先ほど申し上げましたように、できれば女性委員さんの数の増大をお願いしたいと思っております。

私はかねがね女性の活動ぶりを見ている中で感じるのは、農産物の直売所とか、いろんな加工グループ、生産グループ等ありますが、女性のそういった活動というのが非常に積極的で、かなりチームワーク的にもリーダーの方がまとめ上げて頑張っておられます。それで、そういう適任者を探すとすれば一つの選択肢として、そういった方法もあるかと思っておりますので、ぜひ農業委員会事務局として早くこの募集の方針を設定されて、そういった取り組みをお願いしたいと思っておりますが、局長、今後の進め方について再度確認をしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

今月より6地区ですけれども、各地区の生産組合長さんの会議が始まっておりますので、そこに出向いて募集を、推薦のことを依頼に行くつもりでございます。

また、1月の市報にも募集のことは掲載するようにしております。募集期間を1月10日ぐらいから2月10日ぐらいまでに設定していたかと思っておりますけれども、ちょっと申しわけありません、はっきりと覚えておりません。そういうことで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8 番（勝屋弘貞君）

8番勝屋弘貞でございます。今回、今議会の一般質問でもちょっとこの関係するようなことをお聞きするようにはしておりますけれども、今、説明の文章のほうに、問題を解決し、さらなる農地利用の最適化に取り組む必要があるために定数を引き上げるということなんです。農地利用の最適化というのをもう一度説明いただけますか。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

農地等の利用の最適化と申しますのは、1つに担い手への農地の集積と集約化、2つ目に遊休農地の発生防止と解消、3つ目に新規参入の促進というふうになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

わかりました。

こういった話を聞いたわけですね、担い手がないから宅地に造成しているということも聞くことがございます。実際、私の住んでいる近辺では造成がずっと進んでいって、随分と農地が、田んぼがなくなっているなというのを実感しておるところでございます。

気になるのは治水対策ですよ。農地がなくなることで、ことしの夏も避難指示が出ましたけれども、そういったところで、私が中学校に入ったころに、40年ほどの前の大水のときには本当に一面海みたいな状態で、大きな洪水がございました。実際、ことしの夏もそれに近いぐらいの雨が降って、潮間が悪ければあふれておったであろうというようなことでございます。今、西牟田のほうはポンプを増設して対策をとられていますけれども、私、明倫地区なんですけれども、そちらのほうや重ノ木のほうが、農地のほうが以前よりちょっと水はけが悪くなったとか、そういうこともちょっとお聞きしたものですから、その辺の治水に関する取り組み等はどのようなふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

雨が降ったときの雨水の対策ということなんですけれども、一般的に農地を開発行為とかにより造成して宅地化する場合は、規模にもよりますけれども、雨水排水対策として大雨時において水路や河川に雨水を排水する場合は、開発行為区域内で調整池をつくり、下流域に影響を及ぼさないように計画をするようになっております。もっと大きな範囲で、私が管轄しています市街化区域につきましては、下水道の全体の計画につきましては、土地形状が農地から宅地になった場合も将来開発の進展を考慮した計画ということで雨水対策は行っているものでございます。

○議長（松尾勝利君）

勝屋議員に申し上げます。議案の内容に即した質疑をお願いします。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

御注意を受けましたけれども、農地利用の最適化というところで私は関連あるのかなというところで話をさせていただいております。今度、一般質問で空き家対策も質問いたしますけれども、宅地造成をして他の地区から入っていただければ住民もふえていいんだろうけれども、やっぱり鹿島在住の方が山手のほうから里におりてくる。そうすると、山手のほうの家は空き家になるみたいな感じで、空き家対策の問題にもかかわってくるのかなということもちょっと気にしておるわけです。実際、来ていただいたほうが地区は住民がふえていいんでしょうけれども、この辺をちょっと難しい問題だなと思うんですけれども、宅地がふえているなという、まちが集約していくというのはいいことだろうと思いますけれども、その辺の空き家対策云々にもかかわってくるので、宅地がふえていく、それで治水の問題も出てくる、空き家問題も出てくるというところにかかわってくるので、この辺の市長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

正直に言いますと、あんまり議案と関係ない話なのかもしれませんがね、御指名ですからお答えいたしますけれども、今かかっておりますのは農業委員会、つまり基本的に農地を守る立場の人たちをどうやって選ぶかというお話ですよ。したがって、農地利用最適化を一言で言えば、農地を農地として有効に活用してもらおうということだと思います。

片方、空き家対策というのは、既に農地じゃないところに家が建っているやつが空き家対策ですよ。したがって、それはまた別途、一般質問で御質問のようですから、それなりにお答えがあるんだと思いますけれども、一番は無秩序に農地を転用して宅地に使ってもらうというのは全体から見ても余り適当なことではないだろうと。恐らく議論になるだろうと思われまはすのは、現にお住まいになっている方が、そのまんまに家の手当てをしないで、自分の持っている農地にまた新たに御自身なり一族、家族なりの家を建てるということはどうだろうかというお話だと思いますね。その場合は片方で利用の規制がかかってまいります。つまり我が国は基本的に民主主義、個人の財産は自分の思うとおりに使っていていいという原則がございますね。それが公共的に使われる場合は公共の福祉ということで規制がかかりますよ。その規制のぶつかり合いだと思うんです。まさに農地法というのは一番その典型的なんですけどね。今のお話の空き家対策との関係であえて接点を探すとすれば、自分の家がありながら、農地を自分のもんじゃっけんよかやんねといって宅地をおつくりになるということがどうだろうかというお話だと思います。それは一定の条件のもとに実は認められているわけですよ。面積要件とか利用の規制とか、それは認められております。あれは住居以外に農業用の施設ぐらいまでは認めておられるんじゃないかと思ひます。

したがって、それを何か、例えば、空き家ということで、自分が出てきた空き家ですよ、出ていく空き家をどうするかというお話と、それからもう一つ、実際ある空き家にお住まいになるかということであれば本件等お話があるんじゃないかと思います。それは本来はもう空き家になっている家ですから農地とは直接関係ないと思いますから、十分適正な、適当な目的に沿って使っていただければということで、空き家バンクその他は設定をしております。

あと少し触れられたけど、治水対策になりますけど、ただ、やるにしても、むやみやたらと自分の土地だからといって家をつくっていいというわけではないわけですし、それは上下、開発行為の規制という面で別の規制がかかってまいります。そういうふうになっているんじゃないかと思います。

ただ、現実問題として市内の状況を見ますと、新しい住宅の着工戸数がこのところふえているんですよ。そのときに、きちんとした規制行為に基づいておられるかということのチェックはそれなりにされておりますけれども、さっき言いましたように、自分の財産を自分が使うんだから文句ないだろうというふうな原則がありますから、個人所有、所有権を保障されていますので、そのせめぎ合いのときに、例えば農地の関係、それから開発行為の規制ですよ、家としての適正な、いけば確認行為、きちっと運用されなければいけないと。それがうまく運用されれば心配のことはないと思いますけれども、現実問題でややすき間があるのかもしれないということは考えております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番福井正でございます。私、農業にかかわったことがないので、余りわからないからお尋ねいたしますけれども、まず、農業委員さんをお二人ふやして、それから、農地利用最適化推進委員さんを減らすということなんですけれども、まず、ふやすほうですね、農業委員さんをふやす、これは中山間地なのか平たん地なのか、どちらの地区の方をふやされるのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

現行の農業委員さんの定数は10名で、農地利用最適化推進委員さんは21名です。農業委員さん1人に対して最適化推進委員さんが2人というところが平均的な数字になるかと思っておりますけれども、今担当をお願いしている地区によりましては、七浦地区とか能古見地区ではちょっとこのバランスが非常に悪いというところがございますので、農業委員さんの負担が大きいのかなと考えております。ですから、ここら辺でお一人ずつふやしていければなとい

うことで考えているところでございます。（発言する者あり）ですから、中山間地のほうと
いうことで考えております。申しわけありません。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ふやされる理由はわかりました。

そしたら、農地利用最適化推進委員さんを減らす地区はどちらですか。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

農地利用最適化推進委員さんは担当地区を決めて農業委員会が委嘱するというふうになっ
ておりますので、担当地区につきまして、これから会長、副会長あたり、農業委員さんたち
と話を進めまして決めていきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そしたら、次にお尋ねしますのが、7ページですね、農林業センサスの中で総農家戸数が
2010年から2015年にかけて213戸減少していますよね。それから、耕作農地面積についても
320ヘクタール減少していると。この農家戸数が減って耕地面積も減っている地区というの
はどっちなんですか、中山間地なのか平たん地なのか。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

この農林業センサスの数値につきましては、企画財政課からいただいたものでございませ
ん、どちらの地区から減っているというのはちょっとつかんでおりません。申しわけありませ
ん。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

どちらの地区で減っているかわからないということは、対策の立てようがないんじゃない
ですか。これは答弁どなたかできますか、企画財政課で答弁できますか。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、福井議員のお尋ねの件ですけれども、農林水産課からお答えをいたします。

ちょっと計算に手間取りまして、おくれて申しわけございません。

2010年から2015年までの農家数の推移がございます。これによりますと、鹿島地区でマイナス24戸、能古見地区でマイナス61戸、北鹿島地区でマイナス14戸、浜町地区でマイナス24戸、それから、古枝地区でマイナス31戸、七浦地区でマイナス52戸ということで、総じて減ってはおりますけれども、能古見地区と七浦地区の中山間地が減り方が大きいというか、戸数が減っているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

わかりました。地区名もおっしゃいましたけど、いわゆる中山間地のほうが戸数が減少しているということはここでわかりました。ということは、農業委員さんはそちらの地区を重点的に、あと2人ふやすというのは、そちらのほうにふやされるということでいいんですか。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

現在、七浦地区で担当していただいている農業委員さんはお二人で、最適化推進委員さんが6人いらっしゃいます。能古見地区におきましては農業委員さんがお二人、最適化推進委員さんが5人というふうになっておりまして、農業委員さんと最適化推進委員さんの割合が全体から比べますとちょっと悪くなっているところがございますので、この2地区につきましては地理的な条件もございまして、谷が多く、活動に要する時間とか移動の時間とか、そういうのも考えますと、この2地区をふやすという方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

減少が多い地区にふやすというのは私もよくわかります。ふやすことによって、できるだけ減少を食いとめていくということが本当に必要なことだと私も思いますから、それに賛成いたします。

ただ、これはデータが2015年ということで3年前のデータなんですよね。じゃ、最近のはどうなんですかと。あれから3年、これは2015年、3年たっているわけですから、一番直近の数というのはわかりますか。

○議長（松尾勝利君）

田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中宏幸君）

農林業センサスは5年に1度、農家にアンケート調査をされておりますので、直近のデータが2015ということになります。次のデータが出るのは2020年ということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

5年に1回の農林業センサスというのは私もわかっておりましたけど、だけど、5年たつとかなり変動しますよね。ですから、2010から2015にかけてもかなりの数、戸数が減っていますし、農地面積も減っていると。これが急激に進んでいるのか、それともゆっくりなのかということを知るためには、例えば、毎年でもそこら辺をある程度把握していくということが必要なんじゃないかなと思うんです。

というのは、今から農業委員さんをお二人ふやして農業に取り組んでいただくわけですが、このデータが5年前のデータをもとにしてすると、直近のデータをもとにして対策をするのでは、やはり対策のとりようが違うと思うんですよ。ですから、農林業センサスというのは5年に1回ということはよくわかっていますが、それ以外の調査ということがあっていないということでもいいんですか。

○議長（松尾勝利君）

答弁できますか。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

余り格好よくないので、私のほうからお話ししますが、これは実態を踏まえて何人にしまいしょうという話ではなくて、法律、あるいは施行令で決まっておりますルールで計算をしてこういう数にしなさいとしてあるので、ルール上、5年前のセンサスで計算した答えを出して何人と決まっていますから、新しい数字が出たからといって我々を変えるわけにいかないという基準なんですよ。そこだけは理解をしておいていただきたいと思います。

したがって、冒頭そういうふうに仕組みの話を計算したほうがよかったのかもしれませんが、これは機械的に計算をしたら上限何人ですよ、あるいは下限が何人ですよというふうなことを言って、そのフレームの中でどうするかという議論ですから、そこは御理解をいただきたいと思います。

したがって、おっしゃる気持ちはよくわかります。減っているだろう、もっと動いているかもしれない。いや、しかし、それはそれで、政策の話。これは人数の話は決まった計算方式でございますから、そこは理解をしておいていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこは私も理解いたしました。だけど、今から農業政策をとっていく上においては、5年に1回のデータじゃなくて、やはり毎年でもデータを今から収集するべきじゃないかなと思って、こういう質問をいたしました。ですから、農業のことを考えての質問でございますから、そこを誤解なさらないでいただきたいと思いますけれども、とにかく農業がもっと、こんな減少が続くことがないように、やはり政策をとっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時10分から再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第49号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第49号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第49号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案書は6ページとなっております。

この案につきまして、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に518,355千円を追加し、補正後の予算の総額を15,446,329千円といたすものでございます。

地方債の変更は、第2表 地方債補正によります。

2ページから7ページは、今回補正の集計表でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。変更分は起債充当額の変更に伴い、地域農業水利施設ストックマネジメント事業は7,600千円から17,100千円に、市営住宅改修事業は11,000千円から12,200千円にそれぞれ変更するものでございます。

臨時財政対策債は、額の確定に伴い、370,000千円から371,542千円に変更するものでございます。

9ページから11ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

12ページをお開きください。

歳入の主なものを御説明いたします。

8款1項1目．地方特例交付金は2,513千円を増額いたしております。

13ページの9款1項1目．地方交付税は79,329千円を増額いたしております。普通交付税の増額でございます。

15ページをお開きください。

11款2項1目．民生費負担金は46,087千円を増額いたしております。保育所利用者負担金の増額でございます。

16ページをお開きください。

13款1項1目．民生費国庫負担金は234,042千円を増額いたしております。子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増額などがございます。

17ページの13款2項1目．総務費国庫補助金は11,999千円を増額いたしております。地域経済循環創造事業交付金の増額でございます。

18ページをお開きください。

14款1項1目。民生費県負担金は79,057千円を増額いたしております。施設型給付費県費負担金の増額などがございます。

19ページの14款2項2目。民生費県補助金は5,939千円を増額いたしております。重度心身障害者医療費助成補助金の増額などがございます。

21ページをお開きください。

16款1項1目。総務費寄附金は、エスティ工業株式会社様から御寄附をいただきましたので、公共施設建設寄附金など19,000千円を計上いたしております。

5目。教育費寄附金の保健体育費寄附金は、東亜工機株式会社様から御寄附をいただきましたので、100千円を計上いたしております。

22ページをお開きください。

17款1項1目。基金繰入金は25,500千円を増額いたしております。財政調整基金繰入金が28,000千円の増、公共施設建設基金繰入金が2,500千円の減でございます。

23ページの20款1項。市債は総額12,242千円を増額いたしております。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備方お願いいたします。

9ページから11ページは、今回補正の増減比較表でございます。

12ページから13ページは、歳入の内訳でございますが、説明は省略させていただきます。

14ページをお開きください。

歳出につきまして主なものを御説明いたします。

ナンバー1の基金積立金管理は、エスティ工業株式会社様からの御寄附20,000千円のうち16,000千円を公共施設建設基金に積み立て、後年度に活用するものでございます。

内訳は、市民会館建設事業への財源10,000千円、市民交流プラザ「かたらい」の整備費用4,000千円、蟻尾山公園遊具整備費用2,000千円でございます。

ナンバー2の企画一般経費は1,902千円を増額するものでございます。そのうち、エスティ工業株式会社様からの御寄附3,000千円をふるさと人材育成支援基金に積み立て、後年度に活用するものでございます。

ナンバー4の障害者施設給付費は、給付費の見込み額増により85,000千円を増額いたします。

ナンバー7の保育所運営事業は、入所人員の増及び職員の処遇改善加算等による施設型給付費の増により278,024千円を増額いたします。

15ページのナンバー9、扶助費は、生活保護費の見込み額増により60,000千円を増額いたします。

ナンバー10の耕作放棄地対策事業は1,721千円を増額いたします。うち、荒廃農地等利活

用促進交付金が1,058千円、耕作放棄地再生利用緊急対策事業補助金が663千円でございます。

ナンバー11の排水対策推進事業及び管理費は、下童排水機場補修工事費の増額に伴う負担金の増でございます、9,200千円を増額するものでございます。

ナンバー13の小学校施設整備事業及びナンバー14の中学校施設整備事業は、児童・生徒等の熱中症対策として、後年度に予定しておりました学校の空調設備における実施設計を前倒しして実施するための経費等を計上いたしております。

ナンバー15の一般経常は、エスティ工業株式会社様からの御寄附のうち、田澤記念館への指定寄附1,000千円などでございます。

今回の補正予算の主な内容は以上でございます。

なお、16ページには市債現在高の見込みを、17ページには積立基金の状況を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今回の補正を含めてついに150億円を突破したなど、そういう気がしております。そういう中で、非常にありがたいことに、先ほどの説明でもあったように、エスティ工業さんから毎年こういうふうな御寄附をいただき、なかなか手が届かなかった部分を含めていろんな補正の事業ができるということはすばらしいなと思っております。

ちょっと何点かお聞きをしたいんですけど、まず、こちらの補正予算書の8ページですね、地方債の補正、こちらのほうの利率なんですけど、利率が4%以内というふうになっています。これは変動していくのかなと思いますけど、ここに書いてある金額が補正後17,100千円というふうに書いてありまして、4%以内の中で利率はどういうふうに見込んでおられるのか。実際、今、民間で借りたりする場合、ここまでは高くはないかなという気がしております。まずはそれをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

先ほどの御質問でございますが、資金によっても利率等が変動する場合等ございますので、今回の分については変動する場合がございますということで御了承いただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

なかなか資料がないのか、お答えができないようですが、今までもこういうふうな地方債の補正はやってきたはずなんです。そういう中で、過去の例から見てどうなのか、今の社会的、市場の状況とかを考えた場合どのくらいとか、これはある程度、企画財政課が予想を立てないと難しいと思いますよ。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

おっしゃるとおり、市場の状況等、情報をいろいろ収集しながら、見通しを立てていくことが必要であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。ここで答えがなくても、それはいいですから、しっかりとそのあたり、注視をしておいていただければと思います。

今度は議案説明資料、これの15ページの事業名が小学校施設整備事業ということで、委託料がふえて修繕料が減っているわけですが、先ほど説明があったように、ことしの夏、非常に猛暑というか、酷暑の中で、小学校の空調施設を前倒して整備をしようじゃないかという話になっています。そういう中で、今、続々と、来年度の梅雨明けに向けて工事が全国各地で行われているというニュース等もお聞きをします。そういう中で、ここに書いてあるのは、設計の業務委託料というふうに書いてありますので、ちょっとお聞きをしますが、できればこういう時期に、市内の小学校は7校あります。それプラスの分校が含まれます。そういう中で、業者を1つに選定することなく、市内の電器店等の協力を得て作業を進めていただくことはできないものか。担当課がどちらなのか、ちょっとよくわかりませんが、それをお答えいただいてよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

現在、予算に計上しております金額につきましては、あくまで実施設計の金額でございます。国の補正内示等がありましたら、今議会について、工事分の追加をお願いしたいと考えております。

工事の発注形態につきましては、1者に発注するのではなく、幾つかのグループに分けて分割して発注したいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、答弁があったように、ある地域によっては、1つの業者がした場合に余りにも工期がかかり過ぎて、そして、企業においては人手も今足りない状況ですよ。そういうふうなことを考えると、せつかく国も考えて、そして、地方も各小学校への空調設備をしていくとなったら、やっぱり地元に戻元することも必要でしょう。多くの方に還元ができるように御配慮をお願いいたします。

それでは、同じ15ページの10番の新規になっています耕作放棄地対策事業ということで、促進交付金が1,058千円となっていますが、それでは、この荒廃農地の場所とといいますか、地域をどこのあたりと考えているのか、それがわかったら教えてください。お願いします。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

本対象事業の候補地でございますけれども、七浦地区の竜宿浦区のほうを予定いたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。理解することができました。

それではもう一点、ちょっとお聞きをしたいんですが、こちらの議案説明書等ではよく見つけることができなかつたんですけど、私は文教厚生産業委員会ですので、総務建設環境委員会で提出されたこの議案の中の都市建設課から出ている補正予算について、ちょっとお聞きをしたいと思います。皆さんこの資料を持っていないかもわかりませんが、担当課は持っているはずですので、お聞きをいたします。

これの土木費というところの人件費が増減されているんですね。まず、道路橋りょう総費のところでは人件費が職員2人分が減額され、今度は道路維持費では人件費で職員3名が増額をされている。それとか、道路新設改良費、これについても人件費の増額、職員4名とか、さまざまところでこういうふうな増減が出ているんですけど、これは臨時的に雇われる方の人件費と考えるのか、それとも、現在いらっしゃる職員の方の増減が何かしら年度末近くになってきてこういうふうに変ってきているのか、そこのところをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回の補正予算の中で人件費を増減ということで、総務建設環境委員会のほうで御提出した資料の中で、括弧書きで職員何名ということの全体的な見方ですけれども、これはあくまでも正職員ということで、人件費の年度末に向けての確定の中で数字的に、大体、毎年この時期で全庁的にお示ししているところでございます。各部署によって数字は異なりますけれども、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

そしたら、最後の質問にしたいと思います。もう一度戻って議案説明書の14ページ、これは文教厚生産業委員会でも質問したわけですけど、保育所運営費の中で、この秋からといたしますか、平成30年度の後半に入ってきて、保育所に預ける方といたしますか、ふえてきます。これは委員会でも説明をいただきましたが、まず新年度、4月時点では定員数、そこを基準として保育所に預けていくと。それから、増減が始まってきて、そして、秋口といたしますか、来年度、3歳児以上になる前とか、ちょっとならしといたうか、そういうふうなことで保育所に預けていこうかと。そして、3月になったら小学校に上がる子供たちが卒園をしていき、ある程度バランスがとれていくと、そういうふうな説明を委員会では受けております。

それでは、お聞きをいたしますが、今、特に未満児、ゼロ歳児に近い子供たちを預ける傾向が非常に強い。それはもちろん共稼ぎであったりとか、なかなか家庭で子供たちを見守ることが難しい状況の方がふえてきたということも言えるわけですけど、保育所運営事業、これは非常に重要な事業ではあります。そういう中で、今後の見通しとして、従来の予算配分でよいのか、それとも、やはりもう少しふやしていくべきなのか。委員会の後に、私は過去5年間の鹿島市内の出生者数の資料はいただいております。ほぼ横ばいです。年間250人前後の出生者数が記録をされています。特出して270人という年もあります。そういうことを考えて、今後どのように考えてらっしゃるのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

保育所における今後の児童数の見込みあたりなんですけれども、まず、今年度の予算につきましては、今回補正で人数のほうもふやさせていただいております。今後、年度を越えて31年度、32年度の今後の数字がどのくらいになるのかというような御質問かと思うんですけ

れども、実態として、子供の数は確かに少子化で減っているという現象はありますが、問題は、保育所に預ける保護者の方の働き方とか、そういったものがどうなるのかというのが保育所の場合には関係してきます。来年度以降も保育所に預ける保護者の方が、仕事をしながら預けるといふ方がふえていくのかどうかというのは、ちょっとなかなか推量するのが難しいところではございますが、傾向から、そう変わらないぐらいなのか、ふえたり減ったり、年度で変わったりしますので、ちょっとなかなか推量というのが難しいところかなとは思っています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

担当課長がおっしゃるとおりに、子供さんが生まれる数がどのくらいになるのかというのはなかなか難しいかもわからない。世帯数がふえてくるとか、今度ある中村住宅、ここにどれぐらいの若い方が入ってくるか、そういうことによっても大分違ってくると思います。

隣の町ですが、太良町においては、新しいPFIでつくったあの町営住宅、非常に若い世帯が入っていて、そして、町内の保育園は定員を超えてしまって、地元、近い保育園には行けない、ほかの保育園に回って下さいという指示も出ているそうです。そういう中で、来年度10月、消費税増税に合わせて、決定ではありませんが、保育料の無償化というお話が出てきております。そういう中で、もしそういうふうになった場合、もちろん国から消費税の増税分の中から配分をされるようにはなるでしょうが、地方自治体においてもその負担金額が上がってくるのではないかと。今、私が調べている中では、多分、3歳以上児の保育料の補助があるのではないかと。未満児までは、そこまではまだ私が調べた中ではわからないんですけど、その来年度10月以降のことについて担当課はどのように今後考えていくといたしますか、進めていきたいと思っておりますのか、それを最後にお答えください。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

政府が進める幼児保育の無償化についての御質問ということですが、来年10月からの3歳から5歳までの幼稚園に関する保育料と保育所に関する保育料等につきましては全て無償化で、あと、ゼロ歳から2歳までの方の保育料、それから、幼稚園の保育料につきましては非課税世帯が無償化ということで、現在、政府のほうで閣議決定までされておまして、そのようなことで動いているという状況でございます。

今、少し問題になっているところは、これはどちらかというと、財源の問題が少し課題というか、国と地方のほうで協議をされているところです。これは国のほうが地方に提出され

た直近の案が、今月3日に幼児教育の無償化についてということで、国のほうから地方に協議をされている内容がございます。これは内閣府等のホームページで掲載されていますので、詳しくは後ほど見ていただければいいのかなと思います。その中で、国としては、民間の保育所については国2分の1、それから、地方が県が4分の1、市が4分の1というふうな枠組みで補助金を設定されているようです。ただ、それに対して地方のほうからは、もともと消費税の引き上げに伴って幼児教育の無償化をするということは国のほうから出てきた案ですので、その分は国が当然100%見てくれるんじゃないかということで、今、協議をされていらっしゃいます。そういったこともあって、現在の国が提出した案の中では、幼児教育無償化に係る地方負担については、いわゆる地方交付税措置あたりで見るというような案を今地方のほうに投げかけられているような状態です。まだ全国市長会のほうはこれに対してはっきりした返事はされていらっしゃいませんが、今後、きちんとした形で結果が出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

それを受けまして、鹿島市のほうでは当初予算、それから今後、無償化に伴って事務の手続が必要となってきます。例えば、規則とか要綱の整備とか、あとは電算システムの改修とか、さまざまな事務手続が参りますが、それにつきましてはまだはっきりとした事務の手続については国、県のほうからおりてきていませんので、これがはっきりと国と地方の負担が決まり次第、恐らくおりてくるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

詳しくありがとうございました。今、お話を聞いていると、どういうふうに予算の配分をしていくか、財源をどういうふうに持つていくか、国と地方の駆け引きだろうと思っております。

全国市長会のほうで云々というお話が今ありましたが、市長は県内の市長会の中で、この保育所運営というか、保育所の無償化について議論は本年度はされているんでしょうか。そのあたり、経緯と経過等をお答えください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今、課長が一種、評論家的に話をいたしておりましたが、実用化としてはまだ決まっていないので、余り踏み込まないほうがいいと思っております。基本的には。ただ、今回のこの無償化の話は、いわば引き金を引いたのは国のほうでして、その前提には、るる述べておりましたけれども、消費税という、つまり消費税を社会保障とどういうふうにマッチングさせ

ていくかという背景がございます。だから、県だけではなくて、九州だけではなく、全国の市長会自身が、勝手に比率を決めて、これだけのものは市が負担すべきであるというふうにするのはおかしいんじゃないかという考え方で、そこは一致しているんですよ。ただ、駆け引きというのはちょっと適当じゃないかもしれませんが、交渉というんですか、国全体がどういう形で消費税をいわば社会保障費に当て込んでいくかという振り分けの世界で話が決まるんじゃないかと思っております。ただ、方向だけを一言で言えば、まだ腹に落ちていないというのが正直なところだと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

説明資料の14ページの保育所運営事業について質問いたします。

先ほど保育される子供さんについては伊東議員が質問されましたので、そのこともしようと思っておりましたが、それじゃなくて、いわゆる予算が増額されていますけれども、職員の処遇改善という言葉がございます。これをどういう形で改善をされるのか。というのが、保育所の場合は、正規職員と非正規職員と、多分両方おられると思うんですよ。これは正規職員だけが当てはまるのか、非正規の方たちも当てはまるのか、そのことを質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

処遇改善についての御質問ですが、まず、処遇改善も何種類かは種類があるんですけども、基本的な処遇を改善するというものの処遇改善Ⅰという仕組みがあるんですけども、それにつきましては全職員が対象ということで、正規と非正規にはこだわっていないというところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

わかりました。

じゃ、正規、非正規は関係ないということだったんですが、例えば、今、保育所の正規と非正規の保育士さんたちの割合というのはわかりますか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

今回、補正に出しております予算に絡めまして、一応お話、対象職員を絞りたいと思うん

ですが、今回の補正予算の対象となる職員は約300人でございます。そのうち、常勤が160人、それから、非常勤が140人程度ということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

わかりました。

これで最後にいたしますけれども、職員に対して給付される額というのは、どれくらいの額を給付されるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

今回、補正の額を出していますが、補正後、補正をして加えた後の額での試算ということでお話をしたいと思います。まず、先ほど処遇改善の方法が数種類あるというふうに申し上げましたが、いわゆる人事院勧告による加算というものが1つあります。それで言いますと、大体職員1人当たり23千円程度になります。これは年額ですね。それと、先ほど言いました基本的な処遇改善を行う手続である処遇改善Ⅰというものがありませんが、これにつきましては職員1人当たり大体年額209千円程度というふうになります。あと、役職に対する加算というのも別に処遇改善の一つであるんですけども、これにつきましては、全職員じゃなくて、大体300人のうち87人ぐらいだったと思うんですけども、それが大体年額400千円程度の処遇改善をするということでございます。全体の職員に対して処遇改善をするというものだけに絞りますと、大体年間230千円程度になるのかなというふうに考えております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

私も二、三点質問をさせていただきます。

私は文教厚生産業常任委員会ですので、総務のほうで質問をしたいと思います。

予算書の26ページです。

金額は少ないんですけども、市民会館管理事業ということで私たちの委員会の資料には書いてありまして、予算書には消耗品費、印刷製本費50千円、50千円ということで需用費で予算を上げられております。その内訳が、さよなら市民会館広報活動等ということで記載されておりまして、このことについて、金額は少ないんですけども、内容を説明いただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えします。

今年度末で市民会館が閉館ということでお知らせをしているところですが、3月末に向けて、エイブルのほうと市のほうと共催という形で、ありがとう市民会館というか、そういうイベントというか、セレモニーを検討しているところです。内容はまだ具体的に詰まっておりますけれども、そのための広報をどうするかということで、印刷製本費とか、需用費の中で予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

ほかの議員からも、こういった企画をしたらどうかという提案も出ていたと思っております。そういった中で時間がない状況であって、もうあと数カ月ですよ。非常に寂しいような感じもしますけれども、また新たにできるという喜びもあると思いますし、大々的にできるものなら大々的にしていただきたいと思っておりますし、最近では音楽イベントとか非常にお客さんが他県からも来ていただいたり、食のイベントだったりすれば、やはり皆さんも喜んで集まっていたりするわけありますので、こういったイベントになるかですけれども、そしたら、今後、市としても予算をつけていかれるという認識でもよろしいのでしょうか。今回の製本以外で、広報活動と別にそういった予算も考えておられるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えします。

現在、総務課の12月補正予算ということで広報費を上げているところですが、市民会館の管理につきまして、エイブルのほうに指定管理をお願いをしているところですが、例年、その分の決算をしまして精算ということで返還金等も戻ってきているところですが、現在の使用状況等を精査していただいて、その中からも事業費を幾らか捻出していただくような御相談をしているところですので、市としては今のところ広報費を予算計上しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。

次、水道課の分です。一般会計の分で、これも金額は少しなんですけれども、今回、簡易水道の分で滅菌機の取りかえ工事ということで、西三河内と貝瀬のほうが上げられております。済みません、予算書は探し切れなくて、私は委員会の資料で質問をしておりますけれども、これもまた金額は微々たるもので、滅菌機を2カ所交換、取りかえ工事されて、金額も微妙に違っておまして、その内訳もどういう金額の差があるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

今回の簡易水道事業の簡易水道事業者さんに関する施設補助のことについてであると思えますけれども、今回、西三河内地区の郷野簡易水道組合に対しまして、滅菌機の取りかえ工事に係る費用、総額159千円のうちの30%でございます47千円の補助金を支出する計画でございます。

もう一件でございますが、貝瀬地区の貝瀬簡易水道組合に対しまして、これも老朽化した滅菌機の取りかえ工事に係る費用ということで、工事費用140千円のうちの30%でございます42千円の補助金の交付を計画しております。

今、ここに工事の内訳のほうは資料として持ち合わせておりませんが、各施設ともに機器や設置の方法とか、そこら辺が若干違ってきていると思えますので、若干ではございますが、この工事費の差も出てきておりますけれども、これに伴い補助金額につきましても若干の差が出てきていると思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

若干は若干でよろしいんですけれども、私も金額が少ない部分の同じ滅菌機の中で違う理由を聞いておまして、今回、執行部のほうからこういった提案をしているので、その若干の説明が必要だと思いますので、そこは予算を提案するならば、その説明をしっかりと願いたいと思えますけれども、今後、気をつけていただきたいと思います。

それに基づいて、関連してですけれども、水道課はこういった一般会計と企業会計で成り立っているわけでありまして、今議会が始まる前に久保山の配水池の件で報告がありました。きょう、議場に入って席に着いたら、一般質問の内容通告の資料がありまして、最終日に伊

東議員が書いてあったので、あらっと思いがらでしたけれども、ちょっと1点だけ私も理解できない部分があったので、質問をさせていただきたいと思います。

企業会計ですね、企業会計ということがあっても、収入があつて支出があるわけであつて、でも、税金は税金、水道料といえば水道料という企業会計は難しい部分があると思ひますけれども、そういった中で、予算が今回増額になつての工事の内容は理解しておりますので、その分はいいんですけれども、どうして今回の補正予算の中で質疑等ができなかつたものなのか。今までに細かい金額、大きな金額があつたのか、私が調べておりませんでしたけれども、今回、たまたま金額が大きかつたので、あらっという部分がありますけれども、その理由は説明していただきました。でも、今回、そういう条例とかなんとかあるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

今回、12月議会のほうで今回の久保山配水池造成工事の件が議案として提出されていないのはどういうことかという内容だと思います。

今回、この増額分については、予算の流用というふうな形をとらせていただきまして、この工事の増額に対応させていただいております。企業会計の支出の考え方といたしまして、まず、既決予算の中で流用できるものにつきましては流用で対応する、流用で対応できないものについては予備費を充当する、それでも対応できない場合は補正を行つて予算の確保を行うというふうな流れになっておりまして、今回は補正を行わず、流用で対応を行つておりますので、議案としては上程していないというふうな形でございます。

○議長（松尾勝利君）

まだ質疑は続きますか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

じゃ、午前中はこれにて休憩します。午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

午前中に引き続き、確認をさせていただきたいと思ひます。

先ほど答弁がありましたように、予算の流用で対応するというところで、できなければ補正で対応ということで、そういった法律というか、会計のやり方があるということが理解できました。一般会計だと地方自治法に基づいてやっておりますし、こういった企業会計

は企業会計でやってもらっているというのはわかりました。今までも金額が大きい小さいは別にしても、報告なりあったのかなということがあって、私も勉強が足りなかった部分があったので、今回、確認の意味を含めて質問させていただきました。

そういった流れは非常に理解できましたので、それはそれとしていいんですけども、非常に今回は額が大きかった。急遽、工事の途中でそういった修正というか、追加工事をしなくちゃいけないということがあったので、びっくりした部分もありますし、でも、市民からいただいた水道料だったり税金だったりということもあります。でも、執行部から言わせれば、法律に基づいてしっかり予算を運用しているという部分もありますので、我々も市民の方にしっかり説明をしなくちゃいけないというのがありますので、今後、またこういう事例があった場合、丁寧に説明をいただきたいと思いますので、こういうお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま提案されております件で何点か質問したいと思いますが、まず、予算書の25ページ、一般管理費の中の賃金というところがありますが、ここで産休、病休などの代替臨時職員の賃金というので上がっておりますが、ここでお尋ねしたいと思っておりますのは、産休はそれとして、病休で今どれくらいの職員の人たちが休んで代替を置かなくちゃいけないような状況にあるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

今現在、把握しているところがございますけれども、ちょっと明確には把握はできておりませんが、4名程度はいるというふうに把握をしております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、十分把握ができていないと、4名程度というような、こんな曖昧なあれがありますでしょうか。人事担当で、それは短期間で風邪だとかなんかで休む場合はわかりませんよ。把握できないというのはあると思います。そこそこの課で対応する。しかし、こういう形で代替賃金を上げなくちゃいけないということになりますと、それなりの期間もありますでしょうし、それなりの病気のいろんなのもあると思いますが、その辺をやっぱりちゃんとしとくと、じゃ、何を根拠に予算を上げるかと言いたくなりますよね。このくらい上げとけばよ

かじゃなかかでは済まないわけですよね。その辺はどうですか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

失礼いたしました。補正額の方で4,691千円の方の内訳を申しますと、当初、産休代替分の賃金として6名分を見込んでおりましたけれども、実績と、それから見込みを含めて14名分ということで補正をいたしております。その分で、今回4,691千円の補正ということになっております。

先ほど14名分を見込んでいるということで申しましたけれども、その分での内訳については、今現在、今の段階では手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後だってお答えをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は本当に雑だと思うんですよ。ここに予算で出した以上は、その根拠となることをちゃんと説明できるような、それをもってここに参加すべきだと思うんですよ。大事な予算ですよ。これくらいという見込みもあると思いますけど、特に病気となりますと、こういう形で上げるというのは、ある程度長期だと思いますよね。それをこういう形でね、ここに出された今回の補正はわずかですよ、全体的に。それを担当課が説明できない。これはここだけじゃないですよ。さっきの話もあったでしょう、どなたかの質問でね。あれは何やったですかね、農水関係やないですけど、何かありましたけど、説明ができない状態。ここに出した以上は、もっとちゃんと私たちがわかるように説明をしていただかないと、形だけこれやればいいというんじゃないんですよ。私たちにも責任があるんですよ。皆さんにもあるんですよ。最近は大いにそういうのが多いような気が私はします。どうでしょうか。許せることじゃないと思うんですよ。

じゃ、お尋ねしますが、この病休、私はいつも職員の健康管理のことを何度も申し上げておりますが、大体時間的に長期の方とかもあると思いますが、どれくらいの休みをとらんといかんような病気なのか、その辺も恐らくつかんでいらっしゃらないということじゃないと思いますが、担当課ではどういう病気でお休みが出ているのか、その辺もぜひお知らせいただきたいと思いますし、やっぱりそこまでつかんでおかんと、本当に職員を管理していくという、特に健康管理の面では大事だと思いますので、お尋ねをするんですが。（「資料を持ってこんね」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後 1 時 9 分 休憩

午後 1 時 11 分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

失礼いたしました。

今現在、メンタルの関係で 1 名休んでおります。6 カ月程度になるという状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

14 番松尾征子議員。

○14 番（松尾征子君）

ただいま病休は 1 名ということですね。じゃ、ほかは、あとの予算の分は産休に入るんですかね。

私は病気の方たちはやっぱり十分に休んで治療してもらって、ベストの状況でここで仕事をしてもらうことが大事だと思うんですよ。そういうことだから、休むのが云々じゃないんですけどね、市役所の中を回っておりますと、大丈夫かなというような形でお仕事をなさっている方もたまたま見受けますよね。そういう方たちも、これは皆さんたちもお気づきになる点もあると思いますが、私、そういうのを見たときに、例えば、治療をせんといかん人を無理に、職員も少ないというようなこともあるので、なかなかできないかもわかりませんが、その辺は職員の健康管理の面でちゃんと、それぞれの課の管理者の人たちが自分たちのところの職員の管理をしていく、そして、やっぱり休んだほうがいいときは休ませながらしていくという対応をしていかないと、私たちだってそうですが、体調が不十分なときには十分な仕事ができないんですよ。ましてや皆さん方は直接市民の皆さんに対応する仕事ばかりじゃないですが、そういう人たちとなりますと、ましてのこと市民との関係というのはまずくなっていくんですよ。

そういうのがありますので、十分にその辺については全体的に対応していただくということで今後取り組んでいただきたい。多いから少ないからという問題を私は申し上げているんじゃない。そこをちゃんとしていかと、本当に市民のために頑張っていかなければいけない皆さん方の仕事が十分にできないということが心配ですので、私は申し上げますので、その点を留意しながら今後の対応をぜひしていただきたいと思います。

じゃ、次に移りたいと思います。予算書の 37 ページです。

37 ページの扶助費が、今回補正額が 60,000 千円上がっていますね。私はここの数字だけ見たときには、やっぱり今のような経済状況もありますので、生活扶助費がふえたのかなとい

う思いでぱっと説明を見ましたら、そうじゃなくて、医療扶助費の増額ということで61,000千円増額になっていますね。私は何なのかなと思います、その反面、生活扶助費は2,178千円減額になっておりますがね。こういう60,000千円の増額ですが、恐らく年間にしたら医療扶助というのはもっと莫大なものだと思いますが、この辺について、どういう状況で、どういう病気とか、高額な病気が多いとか、その辺の状況についてお知らせいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

生活保護の扶助費についてお答えしたいと思います。

補正額60,000千円で、そのうち、大きな増減があるということで医療扶助のほうが上がってきております。これは平成29年度の決算額をまず申し上げたいと思いますが、医療扶助が総額で平成29年度は206,000千円程度かかっております。それで、今年度の上半期の実績を申し上げますと、半年で130,000千円程度の金額が既に実績として支出されているところで、この中身については、先ほど松尾議員おっしゃったように、入院とか手術、高額な治療費を要する受給者の方がちょっと今年度はふえているため、今後も、上半期から引き続いて下半期も伸びるのではないかという見込みのもとに医療扶助のほうを上げているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

生活保護世帯だけじゃなくても、一般的にも高齢化が進んでおりますから、医療費の高騰というのは出てくると思いますが、今、特に国も福祉予算の削減とか、医療費なんかは非常に削減の傾向にあるわけですが、こういう状況でいった場合に、本当にこれからの市の財政にどれだけの負担がかかってくるかなという心配もするわけですが、私は本当に、先ほどの職員の病気じゃないですけど、病気にかかった人は治療しなくちゃいけないわけですけど、これだけの医療費がかかるということは、どんな高額な病気があるんですかね。ちょっとわかりません。

それと、大体生活保護世帯は何世帯ぐらい、今、全体的に鹿島市であるのか、その辺お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

世帯数はちょっと月ごとに増減はしますが、おおむね180世帯ほど鹿島市の生活保護世帯

がございます。

もう一点の質疑のどのような病気ということですが、いわゆる高額な治療費がかかるということだと思いますと、精神疾患あたりがかなり長期の通院とか入院がありますので、そういった方がいらっしゃるということとか、あと、肝炎あたりをお持ちの方とか、あとは脳挫傷とか、クモ膜下出血などのいわゆる手術を必要とする方あたりがいらっしゃる、あとはがんを告知されている方がいらっしゃるということで、いわゆる入院、手術に係る医療扶助費というものが伸びているということだと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

やっぱり病気のひどい人たちはそういう形で対応していかなくちゃいけないと思うんですが、しかし、そういう中でもいろんな問題も起きているわけですね。ある程度ひどい病気の人たちが、病院がある程度までなって、もう退院をしていいと、完璧によくなっていると思われぬような患者さんが退院をさせられて、その後は何が起きてくるかという、介護をしなくちゃいけないと。十分に自分でもどうも対応できないということで、介護をしなくちゃいけないというような状況で、その介護をするに当たって、今まで病院に入れてもらっておいたら問題がないのに、そういう形で病院は出してしまうと、後の対応が非常に困難になって、例えば、皆さん方も体験もなされたかわかりませんが、訪問看護なんかは今なくなって、やめてしまっているところもありますから、そういうときにそういう患者さん方に非常にしわ寄せをしているというような実情もあるんですよ。

だから、お金がこれだけかかるんだけど、しかし、やっぱりそこまでしなくちゃいけないということは、病状がよくなっていないということの受けとめだと私は思いますので、その辺については十分に病院に対応していただくように、行政としても、お金は要るんだけど対応をしていかないと、今度は次の段階の介護部門で大きな負担と、皆さん方の精神的な負担というのがかかってくるという実情があるわけですがね、そういう点についていかがお考えですか。御存じだと思いますがね、そういう状況があることは。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

医療扶助のほうは確かに伸びてはおりますけれども、基本的には御病気にかかられたりしていらっしゃる場合は適切な医療を受けていただくというのが基本だと思っております。

それで、健康になられて、その後、例えば、自立をされたりというようなことを生活保護としては手助けをするべきことではないかなというふうに思っておりますので、基本的には

病気にならない予防あたりを必要ですけれども、一旦病気になられた場合は適切な医療を受けるように、うちのほうとしては指導をしているところです。中には病気を克服されて就労のほうに向かっている受給者の方もいらっしゃいますので、そこは指導を今からも適切に行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

これ以上は言いませんけど、現にまだ病院で治療しなくちゃいけないというような患者さんが、もういいからということで出される。後は自分でどうもできない、家族もいないということになりますと、介護を受けなくちゃいけないということで、さっきも言いましたが、訪問介護なんかなくなってしまって、どうしていいかわからないような状況の実態もあるんですよね。そういうところもやっぱりしっかりつかんでいただきたいし、そういうのになりますと、やっぱり行政が何らか対応をせんといかんわけですから、病院とも適切に対応しながら、お医者さんがよかですよと言われたら、恐らく課長さんだってそれ以上言えないと思うんですよね、専門家じゃないから。しかし、実情はそうじゃないような実態があるわけですから、そのところはやっぱり思い切って対応していただきたい。市民の皆さんの立場に立って対応していただきたい。そのことだけは申し上げておきたいと思います。

じゃ、もう一点お尋ねしますが、説明書の中の14ページの1番に財産管理費というのがあります。その中に、金額的には4,000千円ですが、「かたらい」の整備費用として4,000千円というのが上げられておりますね。私はこれまでも「かたらい」の中のいろんな取り組みについて、毎回予算をつぎ込んで何かをしなくちゃいけない状況について指摘をしてきましたが、これは何をやるんですか、4,000千円。

○議長（松尾勝利君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

この4,000千円につきましては、ナンバー1の項目、事業概要等に記載をいたしておりますとおり、エスティ工業株式会社様から20,000千円の寄附をいただいております。そのうち16,000千円を公共施設建設基金へ積み立てるということで、その内訳が市民会館の建設事業として10,000千円、「かたらい」の整備費用、主には遊具の整備ということで御寄附をいただいておりますので、そこに4,000千円と、蟻尾山公園の遊具整備費用として2,000千円ということで、寄附をいただいたエスティ工業様からの意向でそういった使途で使わせていただきたいということで、一旦基金に積みまして、来年度予算に計上をして使用させていただく

という計画であります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

質問の答えだけでいいんですよ。私は「かたらい」の問題でいつも言っていますから、ここでまた上がっているから何に使うんですかと聞いたんですからね。わかりました。それはいいでしょう。

じゃ、最後にしますが、最近ずっと市の財政運用の件でどうなるんだろうかなと心配しているのが、市債、それから積立金との関係ですね。

ここにもきょう出ておりますが、例えば、市債が28年度末には10,487,000千円ですか、29年度は10,789,122千円、それから、今年度の補正後の額として11,268,864千円と、非常に借金がふえてきていますね。その一方で、積立金が次々に崩されていくと。28年度は29億円、29年度末で28億円、そして、今のところ今年度末で25億円という状況で、だんだん蓄えは減っていき、借金はふえていく。今までほかの議員からも指摘されたこともあるようですが、やっぱり本当に心配だと思いますよね。

特に今、鹿島市は市民会館を初め、駅前開発その他、大きな事業が控えているわけですが、その反面、市民の暮らしに直結するいろんな制度的な問題を考えると、なかなか思うようにいかないという現状の中で、これから先、もっとこういうのが格差がひどくなってくるんじゃないかと。特に、少子化とか高齢化が進んでいくということになりますと、市が独自で本当に何でもやっていけるのかなという心配をします。ましてや先ほども言いましたが、今の政権が国民の暮らしに直結するようなものを、見ばえだけはいいいようなことを言っていますが、実際はそうじゃないと、そういう状況が進んでいる中で、本当にそこの地方自治体が市民の皆さんに直結したものを取り組んでいかないと、暮らしは本当に大変な状況がますます生まれてくるという心配をするわけですよ。

だから、こういう実態でいきますと、私たちの子、孫の代にどうなっていくのかと。もう私たちはその時代はいないでしょう。しかし、だからといって、これをそのままにするということは絶対できないことなんですよ。

そういう面で、今後どういう形で取り組んでいこうというのか。その辺については一般質問でも市長のお考えなんかもお聞かせいただくということで、詳しくはいきたいと思いますが、その辺ちょっと、大まかなところでも結構でございますので、何かコメントがありましたら、私の最近の一番の悩みはそこでございます。お願いします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おっしゃるとおりでしてね、財政問題、大変な課題の一つなんです。安心している、何も心配しないというわけじゃなくて、一番の心配事項でもあるんでしょう。これは短期的じゃなくて、長期的にいろんな事情があっそうなっているということでございます。この説明はまたいずれお話しすることになるかもしれませんが、我々の財政運営に当たっている者は、おっしゃったようなことが杞憂になるように、中には、ほかのまちですけれども、もう危ないというまちが表面的にも出てきているということですけど、そうならないように我々は財政運営をしていかないといけないと、基本的にはそういう方針でやっていきたいと思っています。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それで1つは、今度だけじゃないですが、予算書その他を見ていると、最近、国とか県から出てくるお金というのが非常に少なくなってきたと私は思うんですよ。県費補助とかね。だから、それなりの規定があっ、それに基づいて出るものもあると思いますが、私はやっぱり県とか国に対して、鹿島としてこういうことをせんといかんから何とか頑張ってくれよと、頼むよというような要請も県にどんどん私はやるべきだと思いますが、そういう対応がなされているのか。本当に最近見ますと、県費補助だとか国の補助というのが少ないですよ。自分たちでせんといかん。だから、借金してでもせんといかんというのがあると思います。非常に国も県も無責任だと思いますが、それはただ単に国、県の無責任さだけなのか、行政として、市として本当にそういう対応を県、国にやっているのかどうか、その辺についてはどうなんでしょう。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

きちんと国、県にいろんな要請をしているか、これは個別にやっている部分と、市長会なり――市長会にも県の市長会と九州市長会、みんなありますから、そういうところで意見をまとめてやっているものがございます。もちろん全部が全部通るわけじゃない、いろんな事情が双方ありますから。ただ、今こんなことやっているよ、あんなことやっているよと、いわゆる楽屋話をするような状況じゃございません。しっかり職責は頑張っているというつもりでございます。

したがって、例えば、ほかのところとは比較ができませんけど、県なり国が、つい最近でいえば、例えば、12月1日から市内に国交省の支援で循環バスが走っているとか、個別具体的なことはいろいろ実現はされているということを理解しておいていただきたいと思いま

す。それもいろんなことで、我々が接触した一つのあらわれだと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かにいろいろ努力されていることも認めはいたしますが、しかし、それにしても、余り国、県の対応が薄いなというのを最近はずっと感じております。だから、例えば、私も1年に一遍は政府交渉へ行きますが、私たちが直接行って交渉したものだって、内容によっては予算がつくことだってあるわけですから。だから、行政としてやっぱりやるべきこと、やっていらっしゃらないとは言いませんが、今のままでは何か手薄いような気がしましたので、きょうは意見を申し上げましたが、ぜひそういう立場で、職員の人たちも、特に部課長、机に座っとかんで、県に行ってじゃんじゃん言って、県から頼むばいというくらいのをやってくださいよ。忙しいのはわかりますがね。その先頭に市長が立っている。中央にはしょっちゅう行かれているわけですけど、そういうことをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

勝屋でございます。今度はあんまり脱線せんようにしたいと思いますけれども。

先ほど午前中に稲富議員のほうから市民会館について話がありました。さよなら市民会館、私、やってくださいということをお願いして、実現しそうなんですけれども、まだ何をやるか未定だということなんですよね、先ほどの答弁がですね。市民会館がなくなる期限まであと3カ月半ぐらいしかないんですけど、未定というのは、ちょっと時間的に余りにもあれかなというのが、何をやるかぐらいは決めておいてほしいんですけど、その辺どういう話が出てきているのかどうか。未定で定まっていなくても、何をやるかとかなんとか、そういう意見は出ていると思いますので、その辺をお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えをいたします。

具体的に決定をしていないところでございますけれども、まずはやはり閉館ということでのセレモニー的なものは考えております。

それから、勝屋議員おっしゃったように、民間のほうからもそういうイベントのお話をいただいております。合奏とか合唱の関係の方から御相談というか、助言をいただいておりますので、今、エイブルのほうと、そういう民間の団体の方と、これから具体的に内容を詰めていきたいというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

それじゃ、予定としては大体いつごろになるんですか、日程等は。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

3月31日を一応予定しているところです。

○議長（松尾勝利君）

勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

エイブルとの共催ということで進めているということなんですけれども、エイブルの管理運営を財団のほうに任せているというところで共催ということなんですけど、本来ならばこれは市のほうから中心となってやってほしかったなど。やっぱり鹿島市のシンボルとして、ランドマークとして建設されたという経緯もございますし、取り壊すことに対して、やっぱり残念だなという方の意見も実際お聞きするわけですよ。そういった中での新しい建設ですので、本来であれば市のほうが中心となってやってほしかったんですけれども、それはそれでおいておいて。

演告のほうで市長のほうから、今回、プロポーザルで選ばれた有限会社ナスカー一級建築士事務所ですかね、そちらのほうのお名前だけお聞きしました。我々は全協のほうで少しどういいう事務所なのかというのをお聞きしましたけれども、ぜひとも、楽しみにしていच्छやる市民の方が多くいच्छいますので、こういう市民会館ができるんだよというところを、こういう理由で選んだというところをもう少し詳しくお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

それでは、プロポーザルの概要ということで少しお話といたしますか、説明をさせていただきますと思います。

プロポーザルのほうには6者の設計事務所さん、それから、設計事務所の設計共同体ということで提案をしていただいたわけなんですけれども、この中で、先ほどお話しいただいた有限会社ナスカー一級建築士事務所さんというところなんですけれども、特に特徴的だったのが、ホールの形状といたしますか、客席と舞台が、これまで市民会館が使われてきた歴史の中で、地元の文化祭であるとか、中学生、高校生がたくさん使っていたということ、客席

から舞台を一体的に使えるような、客席で控えている方が舞台に出てくる、舞台上で演奏した方がまた客席に戻る、そのようなイメージで客席と舞台の構成を考えていただいたということで、非常に印象的な設計の提案だったんじゃないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

ありがとうございます。

図面とか、こういうのができるんだよと説明されたものが、今、総務課にあるということでしたね。これは一般の方も見ようと思えば見られるんですか。——見られる。わかりました。

せんだって議会報告会がございまして、美術関係の方から、鹿島は美術品がたくさんあるのに展示をするところがちょっと少ないというような御意見もありましたので、そういうのも今から市民会館のほうに、考えとしては、例えば、エイブルに床の間みたいな感じのがありますけど、ああいうのをちょっと大き目のやつがつくれるかどうか、そういうところまで含めて、今後の検討をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えしたいと思います。

今度の市民会館には、民俗資料館のほう等々を集約するということでの計画も一つ目玉といますか、大きな課題になっております。

おっしゃったような美術館的な部分を、例えば、お部屋として準備をするようなところまではなかなか難しいかと思っておりますけれども、そういう1階の交流ラウンジであるとか、そういう民俗資料館の部分を使いながら、美術品等々も展示をしていけるようなお願いというか、要望を今から出していききたいなというふうには思っているところです。（「以上です。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

15番議員の角田一美です。1点ほどお伺いしたいと思います。

補正予算書の42ページの7目の農地整備費、この中で補正額としては10,814千円ほどですけど、その中身として、説明欄に地域農業水利施設ストックマネジメント事業負担金増額と

というような形で878千円ほど上げておられますけれども、実は文教厚生産業常任委員協議会の中では、これまで一般質問等でいろいろ議論がありました頭首工ですね、可動堰の市と地元受益者との負担割合の見直しについていろいろ議論がされてきたわけですが、今回の補正で、平成30年度よりこの事業を利用して頭首工、稼働堰の負担割合を見直したいということで委員協議会ではありました。議員の半数以外の方は聞いておられないわけですので、ここら辺を、今回の見直しで今後どのように負担割合を見直すのか、市民の皆さんに対する説明責任もありますので、そこら辺のどういうふうに見直すのか、再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、先ほどの御質問でございます地域農業水利施設ストックマネジメント事業の補正内容について申し上げさせていただきます。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業とは、先ほどからあっておりますように、頭首工等の農業用水利施設の保全対策を行うものでございまして、今回の補正予算においては、支出のほうではちょっとわかりにくい形ですので、歳入のほうから説明をさせていただきますが、その前に見直しの案ということで、平成30年度事業分より市の負担割合を引き上げ、その分、地元負担の割合の引き下げを行いまして、今後は水系で区別せずに、補助残ですね、国が55%、県が15%、計70%の補助がございます。残りの30%の負担割合を、これまで中川水系におきましては市が50%、地元が50%、それ以外の水系、黒川の水系とか、そういったところでは市が30%、地元70%であったものを、市が70%負担、地元30%負担の負担割合ということで、地元負担の軽減を図りたいということで、今回、補正予算案といたしましては、平成30年度の事業実施を計画いたしております若宮頭首工、この事業規模が12,000千円ということで総事業費になっておりますので、この負担割合に応じての金額を計上いたしているところでございます。

そこで、影響額なんですけれども、その見直しの今回の影響額は1,560千円となっております。要するに市がその分ふえて、地元が減ってくる金額でございます。

そこで、補正予算書をごらんいただきますと、14ページをお開きください。

ここに農業費分担金がマイナス1,440千円とございます。この分の地元負担金が減ってくることとなります。

それから次に、21ページをごらんください。

これの3目の農林水産業費寄附金、1節、農業費寄附金が120千円減ってまいります。この分が頭首工の分の寄附金、要するに土改連の負担金となります。この分が減ってまいります。

それと、23ページをごらんください。

農林水産業債の農業債の9,500千円のうち、頭首工に関する分が1,300千円となります。この内数になります。

それで、42ページにお戻りください。

7目の農地整備費の中で、地方債9,500千円のうち1,300千円が頭首工に関するもの、それから、その他の1,560千円、このうち1,440千円が頭首工の負担、120千円が土改連の負担ということで計の1,560千円になります。

そして、一般財源が2,874千円ありますけれども、このうち260千円が織り込み済みということで、このような費用負担になってまいります。

このように、表にはなかなか出てこなかったんですけれども、御質問いただき説明をさせていただいたことで、ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

そういった補助負担割合の見直しというのが予算説明書の中でも出てこなくて、それを説明してもらって初めてわかりました。

そういった形で、今回、平成30年度に予定されております久保山の頭首工ですね、若宮頭首工のほうから負担割合を見直すと、見直していただくということで、これにつきましては農家の方から地元負担の軽減について要望が非常に強かったわけですが、市長もこれまでできるだけ負担を軽くしていきたいという答弁をされてきて、その実現だと非常に歓迎をいたしております。

これについては、これまでは国が55%、県が15%、それから、市と地元で30%のうちを、市が3割、地元が7割と、地元の7割というと実質21%に当たるわけですね。それが今回見直して9%、3対7を7対3に地元と市の負担割合を逆転していただいたことによって地元の負担が、今回の久保山の若宮頭首工については1,560千円の地元負担の軽減ということで非常に歓迎をいたしておりますけれども、これまでほかの水系、水系ごとに負担割合が違っていたということで、非常にこれも不都合な、おかしな補助でしたので、今回からこれと同じように見直すということで非常に歓迎をいたしています。

しかし、地元としては、こういった水系が、いわゆる農業者の受益者だけではなくて、生活関連の水として、あるいは消防防火用水として使われていることから、非常に公益性が高いことから、やはり市町村道と同じような取り扱いで地元負担なしでやってくれと、なお、こういった可動堰については、いわゆる若い後継者に負の財産を引き継がないでいいように、可動堰じゃなくて、固定堰に見直してほしいという要望があるわけですが、

そういった形で、国が55%、県が15%。県が15%と非常に低いわけですね。こういった国、

県の補助率の見直しについても地元からの要望があったと思うんですけども、これにつきまして、地元からは市長会、あるいは議長会を通じて国、県に要望していただきたいということでしたけれども、これまで行政として、そういった働き、こういった形でやってこられたのか、また、その効果等について、市長なり担当課長でも結構ですけども、御答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

前半の話は、私がことし、いろんな実情を見まして、やはり負担が重いかなという話なので、思い切って市が支出をするという方策をとって、これはこれからずっとこのスタイルでいくということになろうかと思えます。

それから、鹿島だけじゃなくて、佐賀県、農業県が九州は多いですから、九州市長会自体も、そもそもの負担を見直してくれないかという話をしてはいるんですが、どうも国のほうは基本的な考え方が2つございまして、結果は別として、今答えを言っていますのは、1つは、終局、これは自分の財産じゃないかと。だから、さっきおっしゃった道路をゼロにするのは、それは道路は別に市民のものだからいいけど、土地は市民のものではなくて、所有権というのが根っこにあるでしょうと。だから、そこで私的所有権を認める以上はゼロ、つまり生産基盤を全部国が面倒見るのは難しいよというのが基本的な考え方なんです。

それからもう一つは、補助率を変えたら総体の補助率の変更に全部影響してくると。これは実務も御承知だと思いますので、補助率はいろんな関係で、例えば、福祉関係、それから道路の関係、農業の関係、林業の関係、あるいは漁業の関係まで、複雑な関係で、あるバランスをもって決めてございます。農業だけ動かすと、ガラス細工みたいなものですから全部動かさないといけないと。そこまではなかなか動かないだろうというのが今のところ国のほうの考え方なんですけれども、それはそうとして、実態はわかっているだろうから、何か知恵を出してやれないかという相談は、これはいつも国と県、あるいは県と市、それから市長会なんかで議論するときはされておることとございまして、一気にはいかないかもしれませんが、それぞれ、例えば、国際情勢が動く、今度TPPが発効しますから、そういうときを捉えて、あるいはいろんな条件のもとに意見を交換するということになっていこうかと思えます。これで終わったわけじゃなくて、終わったのはいわば鹿島市の中で農家の皆さんの負担が軽くなったという1点でございんですけど、総体としての議論は今からまだ続くと思えます。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

ありがとうございました。

一気にゼロというのは、ほかの補助制度との関係で、なかなか難しい点はあると思います。

なお、地元負担を下げるには、ある程度やっぱり県の負担をもう少し上げて、15%を20%なりに上げてもらうことによって、さらにその負担割合が減ってまいりますので、市長会でもそういった形で要望を続けていただくようお願いして、また、議長会でも鹿島の議長のほうから提案をして、全市的に意見書の提出等について議論をしていただいています。そういった形で執行部、あるいは議会一体となって、さらに地元負担が軽くなるような形で頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いして、これで質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。午後2時10分から再開します。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第5 議案第50号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議案第50号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

それでは、議案第50号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書は7ページとなっております。

今回の補正は、主に消費税及び地方消費税の還付や、建設事業費において中牟田雨水ポンプ場他耐震診断業務委託料などの入札による額の確定がございましたので、汚水幹線管渠築造工事などへ組み替えを行い、事業の進捗を図るものでございます。

それでは、補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,627千円を減額し、補正後の総額を1,731,729千円といたすものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

また、地方債の変更は、第2表 地方債補正によります。

2ページをお開きください。

2ページと3ページは、今回の歳入歳出予算補正でございます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を掲載しており、限度額を532,200千円に変更するものでございます。

5ページをお開きください。

5ページと次の6ページは、今回の補正の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金でございますが、今回の補正に伴う財源組み替えを行っており、明細につきましては右の説明欄のとおりでございます。

8ページをお開きください。6款2項1目の雑入でございます。

1節. 消費税還付金でございますが、29年度の消費税及び地方消費税還付金の確定申告により還付額が確定しましたので、計上いたしているものでございます。

2節. 雑入129千円は、国道207号線の道路改良に伴う公共ます移転の補償金による増額でございます。

9ページをお開きください。

9ページの7款1項1目. 公共下水道事業債の減額は、歳出の建設事業費の補正に伴うものでございます。

10ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目. 総務管理費でございますが、人件費の増額と機器修繕料の減額及び消費税及び消費税の還付に伴う皆減によるものでございます。

3目. 浄化センター費でございますが、人件費の増額により1,341千円を増額するものでございます。

11ページをお開きください。

1款2項1目の建設事業費でございますが、1,570千円の減額を行うものでございます。主に人件費の減額及び事業費の組み替えによるものでございます。

13節. 委託料ですが、中牟田雨水ポンプ場他耐震診断業務委託料などの各委託料の入札による額の確定による減額と、西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料を増額し、事業の進捗を図るものでございます。

15節. 工事請負費につきましては、委託料などの減額に伴い、汚水幹線管渠築造工事などを増額し、事業の進捗を図るものでございます。

17節. 公有財産購入費は、高津原雨水準幹線築造工事に伴います用地取得の減額を行うものでございます。

22節. 補償補填及び賠償金の組み替えにつきましては、水道管等の移設補償費に関する部分がほぼ確定しましたので、その部分を減額して工事請負費に組み替えまして、雨水事業の整備進捗を図るために措置しているものでございます。

12ページ以降は、給与費の明細書でございます。

18ページにつきましては、起債に関する調書を掲載しております。

以上、議案第50号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

1点だけお聞きをいたします。

補正、全体的には減額ということで、いろいろ組み替えやら云々ということで、最終的には減額になっておりますが、そういう中で、この説明資料の11ページの建設事業費の13節、ここの中の祐徳門前地区未普及解消事業PPP導入可能性調査及び発注支援業務委託料増額3,200千円というものが上がっております。

今まで、今、建設中の北鹿島の中村住宅、あれはPFIという手法を使ってやっております。PPPについても、常任委員会のほうで視察に行つて、これを導入しているところ等も勉強はしてきているわけですが、実際、PPPとはどういうものなのか、その導入の可能性を現時点でどのくらい持っておられるのか、説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

このPPP導入可能性調査のPPPというのは、官民連携の総称を言いまして、鹿島市で今検討しておりますのがデザインビルド一括発注方式ということで、DB一括発注方式と言っております。内容につきましては、設計と施工を同時に発注するというので、設計業者さんと施工業者さんが企業体を組んで受注される方式ということになります。

今の現在の可能性といいますか、市内の建設業者さんに説明を行いまして、今度、来週の月曜日に県内のコンサルタント、設計業者さんと市内の建設業者さんの同時説明会を行うということで、今現在進めているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

祐徳門前地区はこれから最終的な計画を立てて、そして工事に入って行くわけですけど、それでは、このPPP、これを導入した場合、設計と施工を一体化していく、それでどのくらいの経費が削減されると考えていますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

試算でございますが、例えば、ここの祐徳門前地区が3億円の事業費総額で計画があるとした場合、通常でしたら、設計委託と工事は別々で、積算は市のほうで行っております。例えば、30,000千円の工事を10本出して発注した場合と一括で発注した場合を試算しますと、約1割、270,000千円ぐらいの事業費に圧縮されるということになってきますので、これは試算ですけれども、1割ぐらいはできるんじゃないかなということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

それでは、設計と施工を一体化していった場合、それを受ける業者というものが偏ることはないんですか。市内の業者満遍なく、ある程度、この公共下水道、組合等もあると思いますが、そのあたりに均一的といいますか、不公平感がないようなことは考えておられますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

この共同事業体を組む前提としまして、鹿島市の入札規定で市内土木A級業者以上の資格を持っていないといけないということになっていますので、対象の事業者全ての方に御説明を申し上げていまして、入札も全ての方に参加していただくというふうな形で案内を送るように考えております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

先ほどの説明資料の11ページ、マンホールのふたの改築更新工事の増額で7,800千円ということであります。前、説明が多分あったと思いますけれども、1個更新するのに約200千円、工事費を含めてですね。39個だと思いますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

先ほど申された個数は6月補正かの際に申し上げた個数で、それはもう発注済みでございます。入札減などありましたので、また追加で行いたいと考えております。1カ所、大体300千円の工事ということになりますので、20個程度の工事になります。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。1カ所300千円程度ということであります。

この分が車道部と歩道部、鹿島にたくさんある中で、計画的にされていると思いますけれども、今回増額の理由は、その計画が33年度とか34年度とかに計画されていると思いますけれども、それに間に合わないというのは変な話なんですけれども、耐用年数が10年、15年、車道部15年ある中で、今回増額の理由はこういった理由があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

先ほども説明の中にございましたように、入札減のことがございましたので、次年度する予定の分を前倒しして行うというふうなことで考えております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第51号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6 議案第51号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

議案第51号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は8ページでございます。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の主な補正の内容は、人事異動に伴う職員の人件費の補正と制度改正に伴うシステム改修の補正などとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,810千円を増額し、補正後の予算の総額を3,981,946千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別明細書でございます。

6ページをごらんください。

歳入ですが、3款1項1目の保険給付費等交付金は270千円を増額しております。これは

制度改正による特別調整交付金のシステム改修分の増額でございます。

7ページをお開きください。

5款2項1目の一般会計繰入金は5,540千円を増額しております。これは人事異動等に伴います職員の人件費補正による一般会計繰入金の事務費分の増額等でございます。

8ページをごらんください。ここからは歳出となります。

1款1項1目、一般管理費は、給料、職員手当等、共済費の増額と、役務費と委託料の組み替え及び制度改正によるシステム改修分の増額を合わせまして5,810千円を増額しております。

9ページから14ページまでは、今回の補正等の給与費明細書となっております。説明は省略させていただきます。

以上、説明しましたとおり、今回は人件費の補正が主なものとなっております。御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7、議案第52号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

議案第52号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

議案書は9ページでございます。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の補正は、職員の人件費の補正となっております。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,178千円を増額し、補正後の予算の総額を417,783千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、補正予算の事項別の明細となっております。

6ページをごらんください。

歳入でございますが、3款1項1目の事務費繰入金ですが、歳入の人件費と同額の3,178千円を増額いたしております。

7ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費ですが、職員の人事異動等に伴う給料、職員手当等、共済費を増額し、合わせて3,178千円を増額いたすものでございます。

8ページから10ページまでは、今回の補正等の給与費明細書となっております。説明は省略させていただきます。

以上で議案第52号の説明を終わります。御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第53号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第 8. 議案第53号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第 1 号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

議案第53号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

議案書は10ページになりますけれども、別冊の補正予算書により御説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、当初予算におきまして各会計で仮に人員配置により計上いたしましたものを、本年 4 月の人事異動に伴う実際の人員によりまして各会計の人件費を積み上げたことなどに伴うもの、それから、超過勤務手当の実績及び今後の見込みによるもの、共済費で共済組合負担金の負担金率の改定などによる増額などがございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ27,502千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,970,620千円といたすものでございます。

補正の内訳を御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、内訳でございます。一般会計で16,314千円の増額、公共下水道事業特別会計で2,470千円の増額、国民健康保険特別会計で5,540千円の増額、後期高齢者医療特別会計で3,178千円の増額となっております。

7 ページをお開きください。

歳出の内訳でございますけれども、報酬が457千円の減額、給料が636千円の減額、職員手当等が14,228千円の増額、共済費が14,367千円の増額となっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

1 点だけ確認の意味で質問したいと思います。

例年、この時期、12月の定例会になりますと、人事院勧告の取り扱いについて提案があるわけですが、今回、県の情勢とか、あるいは他市の状況を見ておられますと、取り扱いについて幾らかばらばらのような感じが出ておられますが、当鹿島市については、どうふうな人事院勧告についての取り扱いを考えておられるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

鹿島市では、給与も県に準拠する形で調整をいたしております。今年度の人勧が出ましたけれども、給与についてはまだ県のほうが条例改正を出されておられません。そういうことで、ほかの市と調整をいたしましてといいますか、よその市を見ながら、鹿島市としても県が出てからそれをまた提出すると、条例改正をするということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

今回の取り扱いでございますが、県は今回、知事選挙が真っ最中ということで、定例の県議会も前倒して開催をされた経緯がございます。それからあと、従来どおり年内に実施するというのが、佐賀市はもう既に新聞等で報道されております。そして、今、課長の説明を聞きますと、県の条例が整っていないという理由がありますが、市独自で、準拠は準拠ですけど、今までの例を参考にしながら、鹿島市は鹿島市としての施行ができると思っております、その点について再度確認をしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

改正案という形では作成できるかというふうに思いますけれども、細部のところで、これまで県に準拠して今現在できておりますので、その細部のところでちょっと不安な面もございまして、そこは県のほうの条例を出されてから、それを見てから、再度詰めた形で提案をしたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

先ほど申し上げますように、既に佐賀市については今議会中に実施をするということで公にされております。それで、鹿島市政についても、今、課長の答弁を聞いておりますと、細々した部分がまだ確定していないということでございまして、そこはそこでいろいろ精査をしていただいて、できれば今議会中の提案が望ましいかと思っておりますが、今回、提案ができなかった場合については、いつの時期で提案される予定でありますか。再度お伺いします。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

まず、先ほど申しましたように、県に準拠したような形で提出をしたいというふうに申しました。県のほうがいつ出されるのかわかりませんが、出されてから、それで、その時期で臨時議会ということをお願いをするのか、3月定例会でお願いをするのか、そういう形になろうかというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第53号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明7日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時46分 散会